## 健保組合直送厳禁

## 健康保険 扶養家族増届 (正)

正•副各1部 提出

	<u>必要とかりますσ</u>	で. 当	4健保約	合E	IPの	被扶養	者認定其準」の	堂務理事	事務長	MGR	担当者	CPU処理	
「 <u>別表1」をご確認</u> (※1) 個人番号( 人番号が付与され 使用)」を必ずご提出へたさい。													
被保険者証記号	被保険者証番号	保険者証番号					被保険者氏名 勤 電話 03-3999-1000						
(最大4ケタ)	(最大6ケタ)	(取入6/7 ダ)					<u>                                   </u>						
5000	123456 ㈱灯 個人番号(マイナ					、マイナンバ	バー)を必ず記入してください。						
妻・長男・二	してく	ださい。	(※)】個人看	╗	増の理由		<b>基体配入</b> 懶						
	名	7	F +	Л	Н	二男等)	(マメナ)	ンバー)		增0/连田	続柄コート	認定年月日	
ケンポ	カズエ	男	召	/			1		結婚(	出生・離婚	<b>\</b>		
健保	和恵	<b>少</b>	[ 0 1	0 8	0.5	二女	1 2 3 4 5 6	7 8 9 1 0	1 退職 その他	収入減	<b>人</b> 資格研 発行		
同居・別居の別 (該当を〇で囲む)	同居 別居	住所	住所 ( 〒 1 4 0 0 0 0 2 東京				京都品川区東品川1丁目2番地3号						
	漢字9文字以内)		生 年	月	日	続柄	/※1)/⊞ / ≤	· 是記入欄		. /		建保記入欄	
フ! <b>住民</b> 男	<b>異上の住所を記入</b>	してくだ	ごさい。(	丁目	∙番地	·号·大字		バー)		増の理由	続柄コート	認定年月日	
			召								-		
			· 平				己の交付対象者( <sup>·</sup> 対象者】	のみ、レ点を	付けてく	ださい。			
		女	· 令			Αマ	イナンバーカード						
同居・別居の別	同居 • 別居	住所	f =			•	助者などの第三者が本人に同行して資格確認の補助をする必要がある方 イナンバーカードを取得していない方						
(該当を○で囲む) 被扶養者氏名(	マンナンパー これでしているいか												
フリガナ	フリガナ	世 元 一 E マイナ保険証の利用登録解除を申請した方											
姓	名		子 ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' '	7	H	•	イナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れた方 イナンバーカードを返納した方						
		男	· 平						追聯。	収入減		$\blacksquare$	
		女	.						その他			確認書	
同居・別居の別	同居 ・ 別居	住所	帝     <b>一</b>									要否	
(該当を○で囲む) 被扶養者氏名(	漢字9文字以内)		生年月日 続柄 (※1)個					健保記入欄			建保記入欄		
フリガナ	フリガナ	性別	一一一年	月	T <sub>B</sub>	(妻・長男・	(※1)個人者 (マイナ)		増の理由	続柄	続柄 認定任日日		
姓	名		子 ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' '		H	二男等)			√±4€	出生・離婚	コート゛		
		男	· 区						I	山生・離婚 収入減			
	-01	,	業主が言	211	ナノナ	÷1.	1		一人の記入	漏れにご注	まください.		
同居・別居の別						ります)	1 1 1 1 1 1		1130000	MH-101-01-01-01-01-01-01-01-01-01-01-01-01	E VICCO	,	
(該当を○で囲む) 《注意事項》							•			472	- H		
1. この届では被	扶養者に異動(増							い。		令和	1年	8月 10日	
2. 「氏名」は、住」	民票に登録されて	いるもの	のと同じ <b></b>	氏名	を記入	してくださ	۲۸%.	ジェイ	ティー	-ビー健	康保	険組合	
事業所名称	㈱JTB							心と体の健康づくりを応援します					
住 所・電 話	東京都县川区東县川9-3-11 ITRビル/IW												
事業主氏名	代表取締役	00	00			)	<u>}</u>						
担当者氏名	事業主氏名 代表取締役 ○○ ○○ ○○												
JTB 内線	内線 : 400	0							, and a state of the state of t				

ア、この通知書のことでわからないことがあるときは当健康保険組合へお尋ねください。施行日(平成28年4月1日)以降に決定した処分に不服があるときは、処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に文書又は口頭で社会保険審査官(地方厚生(支)局内)に対して審査請求をすることができます。また、審査請求の決定に不服があるときは、再審査請求又は処分の取り消しの訴えを提起することができます。再審査請求は、審査官の決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して2か月以内に文書又は口頭で社会保険審査会(厚生労働省内)に対して行うことができ、処分の取消しの訴えは、審査官の決定があったことを知った日から6か月以内(再審査請求があったときは、その裁決があったことを知った日から6か月以内)に健康保険組合を被告として提起することができます。(但し、原則として、決定又は裁決の日から1年を経過したときは、提起することができなくなります。)なお、審査請求があった日から2か月を経過しても決定がないときや、処分の執行等による著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、審査請求の決定を経なくても提起することができます。イこの通知書を受け取ったら、速やかに確認された資格取得年月日及び決定された標準報酬を、それぞれの被保険者に通知してください。